

平成26年4月18日
大 阪 府

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額の扱いについて（留意）

大阪府では、最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額を、次のとおり取り扱っていますのでご留意ください。

○工事費積算で、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合(一般管理費等の計上後に控除している場合)の最低制限価格等(※)の算定にあたっては、直接工事費からスクラップ控除額を減額のうち、所定の率を乗じています。〔例：(直接工事費－スクラップ控除額)×0.95、等〕

※ 低入札価格調査基準価格、失格基準価格、特別重点調査基準価格も同じ。

○なおこれは、工事費積算で、直接工事費の中でスクラップ控除している場合と同様の扱いになります。

平成26年4月1日付け「最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額の扱いについて（留意）」は廃止します。

問い合わせ先

大阪府総務部契約局建設工事課

代表 06-6941-0351（内線 5337）